

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休息日であるときは、  
当日の翌日発行)

## 目 次

- ◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)
- 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正( )
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正( )
- 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正( )
- 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正( )

## 告 示

### 鳥取県告示第七百五十号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、二の表の一の項中「年〇・〇七五パーセント」を「年〇・〇二五パーセント」に改め、同表の二の項中「年〇・〇九パーセント」を「年〇・〇三パーセント」に、「年〇・〇六パーセント」を「年〇・〇二パーセント」に改め、同表の三の項中「年〇・一五パーセント」を「年〇・〇五パーセント」に改め、同表の四の項から八の項までの規定中「年〇・〇七五パーセント」を「年〇・〇二五パーセント」に改め、三の表中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、四の表中「年〇・〇七五パーセント」を「年〇・〇二五パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第七百五十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・四パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第七百五十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号(中山間地域活性化資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給に

いて知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・六五パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同表の二の項及び三の項中「年二・四パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

鳥取県告示第七百五十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・五五パーセント」を「年一・三五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・一五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・四パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同表の八の項中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

ト」に、「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第七百五十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・四パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

鳥取県告示第七百五十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年十一月二十日から施行する。

平成九年十一月二十日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年二・九パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八パーセント」に改め、二の表中「年〇・八パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。